

第6回定例理事会議事録

日時：2018年(平成30年)9月20日 13:55～14:45

場所：日本人会事務局ミーティングルーム
(ピア・マリン1階101C号室)

出席者：理事10名(欠席5名)、監事2名、領事館1名、事務局1名

議事：【理事会資料は日本人会事務局にて公開しております。
ご興味のある方は是非ご覧下さい。】

(開始時間に理事会成立出席者数を満足しなかったため、報告を先行させ、定数充足後に、討議、決議を行った。)

【報告】

(1) 教育部(権田部長)

- ・日本人学校へ藤江先生が8月に着任
- ・台風により倒木、校舎破損の被害があった
- ・全日制64名、幼稚部18名(1名増)
- ・幼稚部の9月の目標は、「食育への関心を高める」
- ・補習校94名。サイエンス教室中止となった
- ・9月21日合気道演武、延期日程調整中
- ・スクールバス修理出費多い
- ・日本人学校創立30周年記念事業実行委員会が発足し、実行委員長に關口日本人会会長が選任された。

(2) 文化部(プール理事)

- ・10月21日(日)午前11:30から、ホテルNIKKOでハロウィンパーティーを開催する。会場費が昨年より上昇。寄付、特に景品用の現物を募集中。

(3) 青年部(吉野部長)

- ・第3回秋祭り実行委員会、および食品ブース合同説明会を
- ・8月24日にオンワードホテルで開催した。
- ・各班準備状況：食品関係は、16社18ブースの申し込みあり。景品買い付け完了、発送はSPE(東京マート)のご厚意による。駐車場は、NANBOのご厚意により、オカパイレス前の駐車場を借用。10月18日にチケット納品予定。
- ・寄付が目標を大きく下回っている。詳細は、理事会資料にある実行委員会議事録参照のこと
- ・昨年度退任した理事に貸与したはっぴを回収する

(4) 渉外広報部(戸邊副部長)

- ・ラッテ編集会議を9月17日に開催した。11月号は、秋祭り特集、全12ページを予定。

(5) 商工部(代中村総務部長)

- ・10月5日にデロイトのご厚意により、小林監事による税金セミナーを開催。

(6) 総務部(中村部長)

- ・会員 保険加入者(8月)27人(前月比2名減)
- ・台風のため、9月10日、11日の両日、事務局を閉館とした。
- ・西日本豪雨災害義援金募集中。9月30日で集計し、日本赤十字を通して、被災地へ寄付する。

(7) 会計部(横田部長)

- ・会計報告は理事にメールで送付した。

(8) 総領事館より(近藤副領事)

- ・9月だけで、ひったくり3件、強盗傷害1件、置き引き3件があった。1件目の事件以降、領事館から情報を発信したが、被害者は、たびレジに登録せず、犯罪情報を受けとれる状態ではなかった。日本人会員におかれては、周りの方にも連絡して、周知の上、注意していただきたい。
- ・台風による人的被害はなかった。

1. 理事会成立の確認

理事定数15名の3分の2の出席を確認。

2. 各部報告に対する討議および決議事項

- ・日本人学校の台風被害に対して、保険が使えるか否かを再度確認する。
- ・チケットの販売を日本人学校で行えないか、学校理事会に提議する。
- ・はっぴの販売を、日本人会事務局で行う。東京マートでも販売していただけないか依頼する。
- ・ラジオ番組に秋祭りのチケットを提供して、秋祭りの宣伝ができないか調査する。
- ・秋祭りでチケットが余った人への対応策として、各食品ブースに提供数の増加を依頼し、おもちゃなどの販売物品の追加購入を行う。
- ・秋祭りへの寄付の呼びかけを強化する。
- ・ラッテの配布方法をよりコストがかからないように検討する。整理した配布先一覧を渉外広報部が作成し、今後討議する。
北海道地震に対する日本人会としての対応方針は、会長一任とした。

次回、第7回定例理事会は10月18日(木)13:30より、日本人会事務局会議室にて開催予定。

総務部長：中村 一樹

選挙権年齢は18歳以上です。在外選挙制度で登録・投票を!

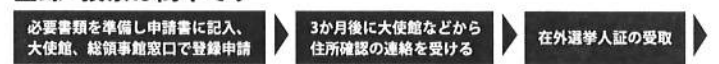


「大切な 未来を築く その権利」

～海外からも日本の国政選挙の投票ができます～

在外選挙人名簿登録資格 ①満18歳以上 ②日本国籍を持っていて ③海外に3か月以上お住まいの方

登録・投票は簡単です



用意するもの

 旅券
申請書
居住している事を証明できる書類
(在留届を提出済の方は不要です。)

 固定電話
又は葉書

 在外選挙人証

※申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため2・3か月かかります ※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます

同居家族による代理申請もできます。
申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書※、代理の方の旅券を御用意ください。
※申請書と申出書は、領事窓口又は外務省・総務省のホームページから入手できます。

在外投票は次の3つの方法から選択できます

直接投票?



在外公館投票
直接日本大使館・総領事館(領事事務所)に向出して投票する方法。

郵便等投票
投票用紙等を事前に購求して、記載の上、登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法。

郵送票?



国内票?



日本国内で投票
一時帰国した方や帰国直後で輸入品を提出して3か月未満の方は、日本国内でも投票できます。

外務省 平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。

詳しくは、在ハガツヤ日本国総領事館
TEL:1-671-646-1290 Mail:infocgj@ag.mofa.go.jp または **外務省 在外選挙** 検索まで。